

厚生労働省発開 0730 第 1 号
令和 6 年 7 月 30 日

労働政策審議会
会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 武見 敬三



別紙「職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、
貴会の意見を求める。

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 職業訓練基準の見直し

普通課程の普通職業訓練のうち、第二種自動車系の訓練科について、求められる整備技術の変化等に
対応するために自動車整備士の養成課程等の見直しが行われたことを踏まえ、教科の科目等の見直しを
行うものとする。 (別表第二関係)

第二 職業訓練指導員試験の受験資格等の見直し

自動車整備科及び自動車車体整備科の職業訓練指導員試験を受験することができる者及び試験の免除
を受けることができる者について、自動車整備士資格の各種名称が変更されたことに伴い、所要の改正
を行うものとする。 (別表第十一の三関係)

第三 その他

その他所要の改正を行うこと。

第四 施行期日等 (附則関係)

一 施行期日

この省令は、令和七年四月一日から施行すること。ただし、第二の事項は、令和九年一月一日から施行すること。

二 経過措置

この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。